

(写)

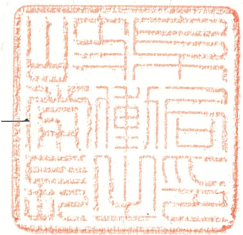
岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岐阜労働局一般公示第5号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年岐阜労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む)は、下記「岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ使用者を代表する委員又は労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年8月26日

岐阜労働局長 原田 浩



記

岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦書には内諾書及び履歴書を添付して提出すること。(提出方法は、推薦書等を持参又は郵送とする。)

(2) 推薦締切日

令和8年9月11日

(3) 推薦書の提出先

岐阜労働局労働基準部賃金室(岐阜市金竜町五丁目13番地)